



令和8年4月1日～

# 自転車の交通違反に青切符が適用

警察官が交通違反をする自転車運転者を発見した場合、**基本的には、「指導警告」**を行います。

ただし、

- ・ 重大な事故につながるおそれが高い違反をした
- ・ 違反の結果、交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっている
- ・ 指導警告に従わず、違反行為を継続した

のような**悪質・危険な行為**は**検挙の対象**となります。



**16歳以上**  
が対象

## 重大な事故につながるおそれが高い違反

携帯電話使用等（保持）  
12,000円



遮断踏切立入り  
7,000円



自転車制動装置不良  
（ブレーキなし・壊れている）  
5,000円



## 違反の結果、交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まった 指導警告に従わず、違反行為を継続

信号無視  
6,000円



指定場所一時不停止等  
5,000円



通行区分違反  
（右側通行）  
6,000円



軽車両乗車積載制限違反  
（二人乗り）  
3,000円



X(旧Twitter)を運用しています。フォローをお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP\_koutuu\_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。[www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/)

